

## 令和3年 第4回栗原市農業委員会総会議事録

令和3年4月27日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和3年 第4回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第 5号 非農地証明願について

### 1 出席委員 (23名)

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、     | 2番 佐藤 勝 委員、     |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、       | 4番 佐々木 弘 委員、    |
| 6番 菅原 勝宏 委員、       | 7番 岩淵 敬一 委員、    |
| 8番 米山 嘉彦 委員、       | 9番 阿部 一信 委員、    |
| 10番 曾根 金雄 委員、      | 11番 三浦 正勝 委員、   |
| 12番 鈴木 和子 委員、      | 13番 芳賀 博秋 委員、   |
| 14番 尾形 陽一郎 委員、     | 15番 高橋 寛 委員、    |
| 16番 狩野 善典 委員、      | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、      | 19番 岩渕 弘 委員、    |
| 20番 三浦 栄 委員、       | 21番 大沢 純香 委員、   |
| 22番 大場 裕之 委員、      |                 |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 |                 |
| 24番 鈴木 康則 会長       |                 |

### 2 欠席委員

- 5番 遊佐 一成 委員

### 3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小山	雅規
農地農政係 主査	高橋	潤
農地農政係 主事	千葉	和哉
農地農政係 主事	菅原	佑太

( 午後 1 時 3 0 分 開会)

#### 議長

ご起立願います。

「ご苦勞様です。」ご着席願います。

皆様には農作業が本格的に始まり、忙しくなってきたことと思います。令和 3 年度もよろしくお願いいいたします。

#### 議長

それでは、只今から、令和 3 年 第 4 回  
栗原市農業委員会総会を開会いたします。

#### 議長

ただいまの出席委員は、23 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

#### 議長

欠席、早退の通告があります。

議席番号 5 番 遊佐 一成 委員から所要のため、欠席する旨の、

議席番号 20 番 三浦 栄 委員から、所要のため、午後 2 時 30 分から、早退する旨の、通告がございます。

#### 議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

#### 議長

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

## 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員、議席番号21番 大沢 純香 委員の両名を指名いたします。

## 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

## 事務局長

議案資料に基づき、令和3年3月31日から令和3年4月27日までに実施及び開催があった事務事業等の報告並びに、令和3年5月18日から令和3年5月27日までに予定している事務事業等について説明。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から3番までの3案件、第2区の番号4番・5番の2案件、第3区の番号6番から17番までの12案件、合せて17案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田 2筆 6, 054㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、高清水地区の田 2筆 4, 623㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号3番は、瀬峰地区の田 10筆 10, 282㎡、及び畑 4筆 1, 130㎡、合計 11, 412㎡、売買のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号4番は、金成地区の田 2筆 5, 022㎡、売買のための農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号5は、志波姫地区の田 1筆 102㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

第3区の番号6番は、栗駒地区の田 1筆 526㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号7番は、栗駒地区の田 2筆 3, 227㎡、

番号8番は、栗駒地区の田 5筆 7, 120㎡、

番号9番は、栗駒地区の田 13筆 20, 506㎡、

番号10番は、栗駒地区の田 6筆 8, 297㎡、

番号11番は、栗駒地区の田 20筆 35, 374㎡、及び畑 4筆 703㎡、合計 36, 077㎡、

番号12番は、栗駒地区の田 9筆 17, 699㎡、及び畑 1筆 250㎡、合計 17, 949㎡、

番号13番は、栗駒地区の田 3筆 3, 506㎡、

番号14番は、栗駒地区の田 4筆 5, 168㎡、

番号15番は、栗駒地区の田 11筆 10, 486㎡、いずれも、双方合意による農地中間理事業による賃貸借権解約の9案件、

番号16番は、鶯沢地区の田 3筆 4, 504㎡、新たな賃貸借権設定のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号17番は、花山地区の田 2筆 8, 167㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

以上、17案件を説明報告。

## 議長

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

## 議長

日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、第2区の番号2番から5番までの4案件、第3区の番号6番の1案件、合せて6案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田 1筆 599㎡、贈与のための農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の田 9筆 12,716㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

番号3番は、若柳地区の田 2筆 461㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

番号4番は、若柳地区の田 7筆 8,365㎡、及び畑 2筆 289㎡、合計 8,654㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

番号5番は、志波姫地区の田 9筆 5,893㎡、及び畑 5筆 5,297㎡、合計 11,190㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

第3区の番号6番は、栗駒地区の田 1筆 429㎡、双方合意による農地中間理事業による使用貸借権解約の1案件、

以上、6案件を説明報告。

## 議長

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

## 議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から9番までの、9案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の畑 2筆 2,291㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号2番は、一迫地区の田 7筆 18,879㎡、及び畑 3筆 4,512㎡、合計 23,391㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号3番は、一迫地区の田 14筆 23,366㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号4番は、一迫地区の田 3筆 2,548㎡、相手方の要望による使用貸借権設定の1案件、

番号5番、6番は関連案件となっており、営農型太陽光発電施設設置計画によるもので、番号5番は、一迫地区の田 1筆 748㎡の内740.26㎡、経営規模拡大による太陽光パネル下の耕作部分に係る地上権設定の1案件、

番号6番は、一迫地区の田 1筆 748㎡、営農型太陽光発電施設設置に係る区分地上権設定の1案件、

番号7番は、瀬峰地区の畑 2筆 1,130㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号8番は、瀬峰地区の田 1筆 599㎡、

番号9番は、瀬峰地区の田 1筆 782㎡、いずれも、耕作利便のための所有権移転贈与の2案件、

以上、9案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、去る4月21日、議席番号10番 曾根 金雄 委員、農地利用最適化推進委員の氏家 優一 委員、及び鈴木 孝夫 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

## 鈴木 孝夫 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、去る4月21日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番から7番の詳細については、事務局より説明があったとおりでありますが、いずれも労力不足や後継者への贈与となっており、8番・9番の案件についても相手方の要望による耕作利便性のためなどで、許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号10番から20番までの、11案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号10番は、若柳地区の田 5筆 519㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、市外居住者取得により詳細説明。

番号11番・12番は関連案件で、11番は、若柳地区の田 2筆 404㎡、12番は、若柳地区の田 1筆 439㎡、いずれも、経営の合理化のための所有権移転交換の2案件、

番号13番・14番は関連案件で、13番は、若柳地区の田 2筆 461㎡、14番は、若柳地区の田 1筆 462㎡、いずれも、経営の合理化のための所有権移転交換の2案件、

番号15番は、若柳地区の田 4筆 3,059㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号16番は、金成地区の田 2筆 5,022㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号17番は、金成地区の田 1筆 215㎡、及び畑 1筆 761㎡、合計976㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号18番は、志波姫地区の田 1筆 102㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号19番は、志波姫地区の田 1筆 992㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号20番は、志波姫地区の田 1筆 6,479㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

以上、11案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、去る4月22日、議席番号7番 岩淵 敬一 委員、農地利用最適化推進委員の佐々木 剛 委員、及び鈴木 伸 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、7番 岩淵 敬一 委員から報告願います。

### 7番 岩淵 敬一 委員

7番の岩淵です。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る4月22日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号10番から20番の詳細につきましては、事務局から詳細に説明があったとおりでありますが、10番は、参考資料の場所で市外の方ですが、本市において経営規模の拡大を目指している方の申請でございます。

11番から20番については、いずれも経営の合理化や経営規模の拡大または、経営を引継ぐためのものであり、許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や

地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号21番から28番までの、8案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号21番は、栗駒地区の田 1筆 590㎡、  
番号22番は、栗駒地区の田 1筆 526㎡、及び畑 2筆 507㎡、合計  
1,033㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、  
番号23番は、栗駒地区の田 26筆 40,684㎡、及び、畑 10筆  
5,561.48㎡、合計 46,245.48㎡、経営継承のための所有権移転贈与  
の1案件、  
番号24番は、栗駒地区の田 1筆 1,020㎡、  
番号25番は、栗駒地区の田 5筆 3,335㎡、いずれも、相手方の要望による  
賃貸借権設定の2案件、  
番号26番は、栗駒地区の田 1筆 787㎡、  
番号27番は、栗駒地区の田 1筆 5,823㎡、いずれも、経営規模拡大のため  
の賃貸借権設定の2案件、  
番号28番は、花山地区の田 1筆 1,204㎡、経営の合理化のための使用貸借  
権設定の1案件、  
以上、8案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

### 議長

次に、去る4月22日、議席番号23番 吉田 優俊 委員、農地利用最適化推進委員  
の佐藤 東一 委員 及び三浦 勇市 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その  
結果の報告をお願いいたします。

それでは、三浦 勇市 推進委員から報告願います。



### 三浦 勇市 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る4月22日の木曜日に4名にて、書類審査を行いました。

番号21番から28番までの全8案件については、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から28番までの28案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか

—「異議なし」の声—

### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から28番までの28案件については、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

### 議長

日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第2区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の畑 1筆 530㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅1棟を建築造成するものであります。

農地区分は、都市計画区域の第1種住居地域となっているため、第3種農地で取り扱う旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

## 佐々木 剛 推進委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、去る4月22日に4名にて現地確認を行ってまいりました。

番号1番については、申請者の家族が増え4世代となっており、現在の住居で暮らすには狭い状況となったため、所有する畑を転用し、新たに住宅を新築するものであり、許可に当たっては、何ら問題はないものと確認してまいりました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号2番は、鶯沢地区の畑 1筆 714㎡のうち269.62㎡を住宅用地として転用し、既存宅地と併せ宅道及び駐車場を造成するものであります。

農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地に該当しますが、既存敷地面積の2分の1以内の拡張となるので、不許可の例外規定で取り扱う。

なお、宅道部分については、先代が居宅を建築した際、既に造成し現在まで利用されているということで、申請にあたって顛末書が提出されている旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

## 佐藤 東一 推進委員

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、去る4月22日、栗駒総合支所において、4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号2番については、事務局から説明ありましたが、3区の参考資料2ページのとおり、畑にあるハウスの一部を撤去し、さらに宅地にある建物を撤去し、その場所を併せて車の駐車場を造成する予定であり、許可に当たっては、特に問題はないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番・2番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長

日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、所有権移転売買の案件で、一迫地区の畑 1筆 562㎡を住宅用地として転用し、隣接する宅地及び雑種地を併用し、建売住宅及び駐車場を建築

造成するものであります。

農地区分は、街区における宅地面積の割合が40%を越える地域内であることから、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号2番は、地上権設定の案件で、一迫地区の田 1筆 748㎡のうち7.74㎡を地上権設定により借り受け、支柱部分を業務用地として一時転用し、営農型太陽光発電施設を設置して売電収入を得ることに加え、パネルの下部で原木しいたけの栽培を行うものであります。

また、支柱を除いた農地で営農を行うため、農地法第3条の規定による地上権設定の申請が、農地の空中部分を利用して、営農型太陽光発電施設を設置しますので、空中部分に対して、農地法第3条の規定による区分地上権設定の申請がされております。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、営農型太陽光発電設備に係る許可日から3年間の一時転用ですので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

## 氏家 優一 推進委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る4月21日の水曜日に4名にて、現地調査確認を実施いたしました。

番号1番については、現地を確認しますと、申請地は周辺が宅地に囲まれておりました。そこに住宅と駐車場を建設する計画でございます。汚水は下水道に排水することで周囲への影響はなく転用許可に当たっては、特に問題はないものと判断いたしました。

番号2番については、申請の詳細内容につきましては、ただ今事務局から説明があったとおりでございます。業務用地として一時転用し、申請地に営農型太陽光発電設備を建設する計画です。排水は既存の排水路に流すということなので、周辺農地には影響与えないことが確認できました。また、遮光カーテンでの隣接地への日照障害についても隣接者の同意を得られたということですので、転用許可に当たっては、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

「はい」の声

## 議長

16番 狩野善典 委員

### 16番 狩野 善典 委員

16番の狩野善典です。

番号2番の件について、営農型太陽光発電施設となっており、太陽光パネルの下部で原木しいたけを栽培するということですが、原木しいたけは、ただ今出荷制限がかかっているのに、栽培の方は許可に当たって大丈夫か。

## 議長

事務局説明

## 事務局

ただ今のご質問のとおり、現在、宮城県産の原木に関しましては、先の前発事故における放射能の影響で、宮城県産の原木については現在、使用できないことになっております。併せまして、しいたけの出荷に関しましても出荷制限がかけられているところであります。

この件につきまして、申請受付時に事業者を確認したところ、原木に関しましては、岩手県または、青森県の原木を導入するというところで、現在、そちらの調整をしていることを確認しております。

それから、出荷制限につきましては、宮城県で基準値未満であることを確認した上で、国の確認を受けることで、出荷制限が解除されることになっており、これにつきましては、宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所を通じて協議中ということで、事前に宮城県と協議し、平行して進めているところであり、出荷までには、出荷制限が解除される見込みとなっております。

## 議長

狩野委員、よろしいですか

### 16番 狩野 善典 委員

わかりました。

## 議長

その他ございませんか

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番から5番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号3番は、所有権移転売買の案件で、志波姫地区の田 1筆 340㎡、及び畑 2筆 13.79㎡、合計 353.79㎡を業務用地として転用し、障害福祉施設及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、接続する道路に2種類以上の埋設管が備わっており、周辺500m以内に医院等が2軒以上存在していることから、第3種農地で取り扱う旨の1案件、

番号4番は、所有権移転売買の案件で、志波姫地区の田 1筆 314㎡を事業用地として転用し、譲受人が経営する医院の駐車場を造成するものであります。

農地区分は、志波姫総合支所から概ね300m以内であることから、第3種農地で取り扱う旨の1案件、

番号5番は、使用貸借権設定の案件で、志波姫地区の田 1筆 552㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、集落と接続して建築されることから、不許可の例外規定として取り扱う旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 伸 推進委員から報告願います。

## 鈴木 伸 推進委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る4月22日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりで、3案件とも転用許可に当たっては、特に問題がないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号6番は、使用貸借権設定の案件で、栗駒地区の畑 1筆 158㎡を業務用地として転用し、譲受人の経営する会社の従業員用駐車場を造成するものであります。

農地区分は、10ha以上の農地の広がりがある第1種農地に該当しますが、既存敷地面積の2分の1以内の拡張となるので、不許可の例外規定で取り扱う。

なお、当該地は、既に造成され駐車場として利用されていたことから、今回追認により転用許可を受けるため、事業者より始末書提出のうえ、申請されている旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

## 佐藤 東一 推進委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る4月22日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号6番は、先ほど事務局から説明があったとおり、既に舗装され駐車場が造成されておりました。始末書の提出があり周囲への影響も無いと思われることから許可に当たっては特に問題がないものと判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

**議長**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

**議長**

日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

ここで、議案の訂正をお願いします。43ページの番号26番ですが、貸渡人の死亡が本日判明し、取消願いが出されましたので、番号26番を欠番といたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第2区の番号38番の案件を審議いたします。

議席番号3番 熊谷 ゆり 委員は、議事参与の制限に当たりますので退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時16分) (3番 熊谷 ゆり 委員 退席)

**議長**

会議を再開いたします。(午後2時16分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第2区の番号38番は、金成地区の田 1筆 1, 302㎡、所有権移転売買の1案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号38番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。



—「異議なし」の声—

**議長**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号38番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号3番 熊谷 ゆり 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時17分) (3番 熊谷 ゆり 委員、着席)

**議長**

会議を再開いたします。(午後2時18分)

次に、第3区の番号57番の案件を審議いたします。

議席番号19番 岩渕 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時18分) (19番 岩渕 弘 委員 退席)

**議長**

会議を再開します。(午後2時19分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第3区の番号57番は、栗駒地区の田 2筆 1, 649㎡、及び、鶯沢地区の田 5筆 2, 938㎡、合計 4, 587㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号57番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号57番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 岩渕 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時20分) (19番 岩渕 弘 委員、着席)

## 議長

会議を再開いたします。(午後2時20分)

次に、第3区の番号63番の案件を審議いたします。

議席番号13番 芳賀 博秋 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時21分) (13番 芳賀 博秋 委員、退席)

## 議長

会議を再開します。(午後2時21分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号63番は、鶯沢地区の田 4筆 5, 895㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号63番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

**議長**

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号63番の案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号13番 芳賀 博秋 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時22分) (13番 芳賀 博秋 委員、着席)

**議長**

会議を再開いたします。(午後2時22分)

次に、第1区の番号1番から25番までの25案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

第1区の番号1番は、築館地区の田 1筆 462㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田 1筆 1,988㎡、

番号3番は、築館地区の田 7筆 10,774㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号4番は、高清水地区の田 5筆 7,323㎡、

番号5番は、高清水地区の田 3筆 3,320㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、

番号6番は、高清水地区の田 8筆 9,348㎡、

番号7番は、高清水地区の田 19筆 21,085㎡、  
番号8番は、高清水地区の田 3筆 3,374㎡、  
番号9番は、高清水地区の田 5筆 4,261㎡、  
番号10番は、高清水地区の田 5筆 4,319㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件、  
番号11番は、高清水地区の田 22筆 21,083㎡、及び畑 1筆 625㎡、  
合計 21,708㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、  
番号12番は、一迫地区の田 1筆 8,200㎡、  
番号13番は、一迫地区の田 1筆 800㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、  
番号14番は、一迫地区の田 2筆 3,812㎡、  
番号15番は、一迫地区の田 3筆 5,207㎡、及び畑 1筆 438㎡、合計  
5,645㎡、  
番号16番は、一迫地区の田 1筆 2,672㎡、  
番号17番は、一迫地区の田 2筆 10,137㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件、  
番号18番は、一迫地区の田 2筆 6,835㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、  
番号19番は、瀬峰地区の田 10筆 10,282㎡、所有権移転売買である旨の1案件、  
番号20番は、瀬峰地区の田 6筆 5,967㎡、  
番号21番は、瀬峰地区の田 14筆 17,807㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、  
番号22番は、瀬峰地区の田 6筆 6,163㎡、  
番号23番は、瀬峰地区の田 4筆 3,887㎡、  
番号24番は、瀬峰地区の田 22筆 38,265、及び畑 1筆 325㎡、  
合計 38,590㎡、  
番号25番は、瀬峰地区の田 1筆 4,135㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件、  
以上、25案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号27番から37番までの11案件、及び、番号39番・40番の2案件、合わせて、13案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号27番は、若柳地区の田 22筆 18, 285㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号28番は、若柳地区の田 5筆 3, 812㎡、

番号29番は、若柳地区の田 1筆 175㎡、

番号30番は、若柳地区の田 9筆 12, 716㎡、

番号31番は、若柳地区の田 9筆 9, 357㎡、

番号32番は、若柳地区の田 1筆 2, 015㎡、

番号33番は、若柳地区の田 4筆 7, 151㎡、及び畑 2筆 289㎡、並びに、志波姫地区の田 3筆 1, 214㎡、合計 8, 654㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号34番は、若柳地区の田 9筆 9, 354㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号35番は、金成地区の田 5筆 18, 936㎡、

番号36番は、金成地区の田 1筆 1, 007㎡、

番号37番は、金成地区の田 5筆 2, 151㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、

番号39番は、金成地区の田 19筆 21, 388㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号40番は、志波姫地区の田 5筆 6, 401㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、13案件を説明。

## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

## 議長

次に、第3区の番号41番から56番までの16案件、番号58番から62番までの5案件、及び番号64番から66番までの3案件、合わせて、24案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号41番は、栗駒地区の田 1筆 865㎡、  
番号42番は、栗駒地区の田 1筆 1,058㎡、  
番号43番は、栗駒地区の田 1筆 2,508㎡、  
番号44番は、栗駒地区の田 4筆 6,653㎡、  
番号45番は、栗駒地区の田 4筆 6,189㎡、  
番号46番は、栗駒地区の田 3筆 2,323㎡、  
番号47番は、栗駒地区の田 4筆 6,590㎡、  
番号48番は、栗駒地区の田 4筆 7,424㎡、  
番号49番は、栗駒地区の田 1筆 3,074㎡、  
番号50番は、栗駒地区の田 2筆 14,385㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の10案件、  
番号51番は、栗駒地区の田 13筆 28,249㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、  
番号52番は、栗駒地区の田 6筆 4,211㎡、  
番号53番は、栗駒地区の田 2筆 3,950㎡、  
番号54番は、栗駒地区の田 2筆 2,243㎡、  
番号55番は、栗駒地区の田 3筆 3,031㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件、  
番号56番は、栗駒地区の田 25筆 29,637㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、  
番号58番は、鶯沢地区の田 10筆 13,067㎡、所有権移転売買である旨の1案件、  
番号59番は、鶯沢地区の田 6筆 2,670㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、  
番号60番は、鶯沢地区の田 14筆 14,899㎡、  
番号61番は、鶯沢地区の田 1筆 2,306㎡、  
番号62番は、鶯沢地区の田 8筆 7,564㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、  
番号64番は、鶯沢地区の田 18筆 15,790㎡、  
番号65番は、鶯沢地区の田 8筆 5,991㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号66番は、花山地区の田 6筆 7, 288㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、24案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から25番までの25案件、番号27番から37番までの11案件、番号39番から56番までの18案件、番号58番から62番までの5案件、及び、番号64番から66番までの3案件、合わせて、62案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

#### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から25番までの25案件、番号27番から37番までの11案件、番号39番から56番までの18案件、番号58番から62番までの5案件、及び、番号64番から66番までの3案件、合わせて、62案件については、原案を可とすることに、決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

#### 議長

日程第10、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から3番までの3案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 1筆 316㎡、願出地は、昭和54年頃から先代の父が居宅を建築し、現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田 1筆 228㎡、願出地は、昭和56年頃から労力不足により耕作できずにいたところ原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号3番は、築館地区の田 1筆 1, 410㎡、願出地は、昭和60年頃から労力

不足により耕作できずにいたところ山林化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、  
以上、3案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、10番 曾根 金雄 委員から報告願います。

### 10番 曾根 金雄 委員

議案第5号 非農地証明願については、去る4月21日の水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細については、先ほど事務局から説明があったとおりで、番号1番の件については、先代である父親が兄の土地を譲り受けて居宅を建築し現在に至るものでございますが、現在は空き家になっている状況です。

番号2番の件については、国道4号に隣接する筆界未定地の農地でございますが、労力不足ということで、現地確認をしますと、低い窪地になっておりまして、市外で生活しているため管理もままならず、現在に至っている状況であります。

番号3番の件につきましては、所有者が労力不足により耕作できずということでございますが、本人は農機具もなく、以前は作業を他の人に委託していたのですが、周囲の農地は10年くらい前までは耕作していましたが、周囲も耕作しなくなり徐々に農道も通行できなくなり、進入できない状況であり、農地への復旧は困難であることを確認してまいりました。以上のことから、3案件とも許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

暫時休憩いたします。(午後2時33分)

## 議長

お諮りいたします。

会議開始から1時間以上が経過しましたが、あと10分前後で終了すると思われまので、休憩を取らないで会議を継続してよろしいか。

—「異議なし」の声—

## 議長

会議を再開いたします。(午後2時34分)



## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番から6番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の畑 1筆 100, 284㎡、願出地は、採草地として利用していたが、平成3年10月から牧草の生育不良により耕作をやめ、その後、原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件

番号5番は、栗駒地区の田 2筆 1, 851㎡、及び畑 1筆 561㎡、合計 2, 412㎡、願出地は、平成5年頃から労力不足により耕作できずにいたところ原野化し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号6番は、栗駒地区の畑 1筆 265㎡、願出地は、昭和51年頃に経営する会社の事業拡大に伴い、駐車場及び資材置場として造成し現在に至るものであり、農地への復元が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、3案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、23番 吉田 優俊 委員から報告願います。

### 23番 吉田 優俊 委員

議案第5号 非農地証明願については、去る4月22日の木曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号4番から6番までの3案件でございますが、内容につきましては、事務局が説明したとおりであります。

番号4番については、栗駒山を見上げると左側に台形に見える山がございますが、その麓、要するに深山牧場の下の部分に10町歩という広大な牧草地を造成されたという

ことですが、耕作をやめてから見るからに30年以上経過しておりまして、牧草地としての跡形はなく原野化しておりました。これを農地に復元することは至難の業であろうと確認しました。

5番につきましては、労力不足ということでございまして、改めて農地に復元することは難しいのかなど、確認しました。

6番については、宅地の中の農地ということで、昔は自家栽培で自給自足の生活をしていたことがあります。その畑部分について、会社の事業拡大に伴い手続きをしないまま資材置き場等を造成した形であり、農地に復元することは困難であると確認してまいりました。以上、3件については特に問題がないものと思われま

す。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から6番までの6案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から6番までの6案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

### 議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和3年 第4回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

### 議長（会長）

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 2時 46分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員